

2021年市議会3月特別会議 意見書（案）

[意見書（案）第6号](#) 大戸川ダムの早期建設を求める意見書

大戸川ダムの早期建設を求める意見書（案）

【湖誠、新和、公明提案】

大戸川ダムの建設をめぐっては、平成 20 年 6 月に国土交通省近畿地方整備局から同ダムの整備を示した淀川水系河川整備計画案が公表されたが、その後、4 府県知事の合意により、大戸川ダムは河川整備計画に位置づける必要はないとする見解が示された。

その際、大津市議会は当初の計画案を支持するとしてた大多数の市町長の意見を重く受け止め、国及び滋賀県に対し、ダム建設の淀川水系河川整備計画への位置付けと早期完成などを求める意見書を提出したものの、平成 21 年 3 月に策定された計画においては、大戸川ダムの本体工事は当面着手しないことに加え、将来、ダム工事本体に着手する場合は、改めて知事等の意見を聴き、河川整備計画を変更することとされた。

計画策定から十数年が経過し、堤防の強化や中・上流部の河川改修のほか、天ヶ瀬ダム再開発等の河川整備事業が進捗した一方で、淀川流域では平成 25 年台風 18 号や平成 30 年 7 月豪雨などによる洪水被害が相次いで発生しており、さらなる河川整備の必要性が増してきていることは明らかである。

また、国においては、この間の治水対策の進捗、並びに近年の気候変動に伴い、豪雨災害が激甚化、頻発化していることを踏まえて、必要な河川整備等の検討のために淀川水系関係 6 府県調整会議を設け、本年 2 月 12 日に開催された第 3 回調整会議において、河川整備計画の変更手続きを進めることが全府県で確認された。加えて 2 月 26 日には、大戸川ダムの整備が明記された新たな淀川水系河川整備計画変更原案を公表され、今後、整備計画の変更に向けた協議が進められることとなった。この度の整備計画の変更原案の公表は、洪水氾濫被害の軽減を望む流域住民はもとより、本市にとっても大きな進展であると歓迎するものである。

さらに行政には、住民の生命と財産を守るため、取り得る限りのハード・ソフト対策を講じていく責務があるほか、大戸川ダムの計画に伴い、用地確保のために集団移転された住民は、移転後、既に 20 年以上が経過した今も、整備の先行きが示されないことに不安を抱えたままであることを踏まえると、速やかに整備計画を変更し、大戸川ダムの本体工事に着手することが重要である。

よって、国及び政府においては、大戸川ダムの早期着工に向けて関係府県と緊密に連携するとともに、公聴会やパブリックコメントを通じて積極的に地域の声を傾聴し、住民の生命と財産を守るための治水・河川政策を強力に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。